

広島市地域公共交通活性化協議会の設置及び委員等について

1 広島市地域公共交通活性化協議会（以下「活性化協議会」という。）の設置について

活性化協議会は、平成27年11月2日をもって、参加者全員の同意により設置されました。併せて、活性化協議会における規約等について定めましたので報告します。

- (1) 広島市地域公共交通活性化協議会規約 . . . 別紙 1
- (2) 広島市地域公共交通活性化協議会財務規程 . . . 別紙 2
- (3) 広島市地域公共交通活性化協議会事務局規程 . . . 別紙 3

2 活性化協議会の委員等について

委員等について、別表のとおり決定しましたので報告します。

なお、会長及び副会長にあつては、委員全員の同意により決定されております。

また、監査委員、事務局長等については、規約に基づき、会長の指名により決定しています。